

令和 5 年度医療 MaaS 企画・運営業務委託仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様は、医療 MaaS 企画・運営を目的とした、業務委託の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した想定仕様である。また、受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 委託業務名

令和 5 年度医療 MaaS 企画・運営業務委託

3. 目的

本市の高齢化率は 44%を超えており、また、面積においても約 1,093.6km²と秋田県内で 3 番目に広いことから独居老人や高齢者のみ世帯などの交通弱者世帯が地域に点在している状況にある。そこで、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して高齢者等交通弱者の医療アクセスを容易とするため、医療機器やオンライン診療設備を備えた医療 MaaS 車両を仙北市西明寺診療所等に導入し、電子カルテシステムも併せて整備のうえ、医療 MaaS と連携させることにより地域における効率的な医療提供体制の維持・構築を目的とする。

4. 業務期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

5. 業務内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後に速やかに事業計画書を作成する。計画は企画提案した内容に基づき作成するとともに、詳細なスケジュールについても記載すること。

(2) 電子カルテシステムの導入

医療 MaaS 車両に登載する電子カルテシステム端末を整備し、オンライン診療に必要な機器等と連携の上、委託者へ引き渡すとともに、西明寺診療所等のスタッフに対して操作研修を行う。

(3) 医療 MaaS システムの構築

受託者は医療 MaaS 車両や登載医療機器等を前述の電子カルテシステムと連携の上、医療 MaaS システムを構築し、速やかに委託者へ引き渡す。

(4) 報告書の作成

受託者は、進捗状況を含めた報告書を月1回以上作成し、委託者に提出する。

6. 医療 MaaS 企画・運営の仕様等

- ◇ 西明寺診療所等に電子カルテシステムを設置・導入すること。また、電子カルテシステムはクラウド方式とし、医事会計システムと連動するシステムであること。
- ◇ 医療 MaaS 車両に電子カルテシステムの端末を設置の上、アプリケーションを設置、設定すること。
- ◇ 西明寺診療所等と医療 MaaS 車両双方の間で電子カルテシステムの閲覧・操作が可能となるよう構築すること。
- ◇ 医療 MaaS システム導入事業者と連携の上、医療 MaaS に登載されている医療機器等を電子カルテシステムとビューワで接続し、リアルタイムにデータ・画像が連動するための初期設定を含むこと。
- ◇ 前述した医療 MaaS に搭載される医療機器等とは、非接触型体温計、電子聴診器、ポータブル心電計、上腕血圧計、自己血糖測定器、ポータブルエコー、超音波骨密度測定器、パルスオキシメーター、体組成計を指す。
- ◇ 医療 MaaS 車両に登載されている電子カルテシステムについては、5G モバイルルーター（通信規格 IEEE802.11ax）に対応すること。
- ◇ 電子カルテシステムには保守を含むものとし、納入後1年以内に生じた故障等については、発注者の故意又は過失によるものを除き、納入者が無償にて修理すること。
- ◇ 電子カルテシステムの運用に関係する職員に対して操作研修を行うこと。
- ◇ 電子カルテシステムの使用を想定した操作マニュアル（周辺機器等を含む。）を作成すること。
- ◇ 西明寺診療所等の医師や看護師がスマートフォンや PC から医療 MaaS 車両の配車予約ができるようにすること。
- ◇ 医療 MaaS システムに関する住民向け周知活動を行うこと。
- ◇ 地場スタートアップ企業を参加させ、当該スタートアップ企業が配車予約サービスを提供すること。

7. 経費支出

(1) 支払期限

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

(2) 納品等

電子カルテシステムの受け渡しやデータの連携及び必要な機器等の準備・運搬等にかかる費用については受託者の負担とする。

8. 個人情報保護

- (1) この契約による個人情報の取扱いについては、仙北市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年仙北市条例第1号）、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 委託者が受託者に受け渡す電子媒体については、作業完了後速やかに返却すること。
- (3) 個人情報を電子媒体にて運搬・保管・管理する場合には、施錠や入退室管理の可能な保管庫に格納する等、必要な措置を講じること。
- (4) 個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよう速やかに対応できる体制を事前に確立しておくこと。受託者による情報の漏えい等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者が賠償を行うこととする。また、個人情報漏洩賠償保険等に加入すること。その他、常に賠償に備えた体制が整備されていること。
- (5) その他、個人情報の取扱いについて委託者が求めた場合は対応すること。

9. 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 成果品の利用等

- (1) 本業務の成果物に関する全ては委託者に帰属する。成果物とは、受託者が作成した電子カルテシステム及び医療MaaSシステムのことを指し、記載された文言及びデザインを含むものとする。
- (2) 受託者は本事業に関連する広報・報告等の目的で当該成果物を使用する場合、委託者の事前承認なしで、無償で使用することができる。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11. その他

(1) 従事者

本業務に従事する者は、本事業の目的や関連法規を十分に理解したものでなければならない。

(2) 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者と打合せを実施すること。

(3) 実施状況等の照会

委託者が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合は、速やかに対応すること。

(4) 秘密保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

この規定は、業務終了後についても同様の取り扱いとする。ただし、事前に発注者の許可を得た場合はその限りではない。

(4) 協議録の作成

本業務に係る案件について、協議や打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、委託者へ提出すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、別途協議し決定する。

1.2. 留意事項

この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。